

# 運 営 規 程

社会福祉法人春の木会

居宅介護支援事業所ひなの槻

## 居宅介護支援事業所ひなの槻運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人春の木会が開設する居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、要介護者等が介護保険施設の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して援助を行う。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、市区町村、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

5 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第38号、平成11年3月31日）」第13条の具体的取り扱い方針を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

(1) 名称 社会福祉法人春の木会 居宅介護支援事業所ひなの槻

(2) 所在地 埼玉県さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺40-3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者：1名

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。

(2) 介護支援専門員：2名以上

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居住サービス事業者、介護保険施設などとの連絡調整等を行う。

(3) 事務職員 必要数

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日は、通常月曜日から日曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間は、午前9時00分から午後18時00分までとする。ただし、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(地域包括支援センターとの連携)

第6条 事業者は地域包括支援センターから、委託を受け介護予防支援の提供をおこなう。

2 介護予防支援の提供にあたっては事業所の通常のケアマネジメントと同様の方法で実施するとともに、地域包括支援センターの要望の踏まえながら、適切な方法でおこなう。

3 地域包括支援センターまたは関係行政機関より支援困難な事例を紹介された場合にも、積極的にケアマネジメントをおこなう。

4 支援困難事例について、地域ケア会議への参加や各種の情報交換を行うなど、地域包括支援センター及び関係機関との連携を取りながら適切で良質なケアマネジメントを提供する。

(特定事業所としての体制)

第7条 事業所は特定事業所としての業務向上に資する運営体制を以下の通りおこなう。

(1) 主任介護支援専門員の配置

(2) 主任介護支援専門員による、他の介護支援専門員への支援困難ケースについ

での助言・指導

- (3) 担当者不在時に利用者に不都合が生じないように介護支援専門員相互の連絡体制
- (4) 利用者情報またはサービス提供の留意事項の伝達などを目的にした会議を、毎週1回以上開催
- (5) 24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者の相談に応じる体制
- (6) 介護支援専門員全員が研修計画を策定したうえでの研修実施
- (7) 研修状況の確認と、資質向上のための計画の見直し
- (8) 介護支援専門員1人当たりの担当件数は44件以下とし、事業所として新規事例または困難事例を受け入れる事が可能な体制

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容及び利用料その他の費用の額)

第8条 居宅介護支援事業の内容は次の通りとし、指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける。(必要に応じて居宅訪問を実施)
- (2) 居宅サービス計画の原案を作成し、利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得て、利用者及び担当者に交付する。
- (3) サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画の新規作成、要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定の場合サービス担当者会議を開催する。

- (3) 介護支援専門員の居宅訪問頻度

1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する。

- (5) 課題分析表の種類 全国社会福祉協議会方式(居宅サービス計画ガイドライン)

2 厚生労働大臣が定める基準(もしくは事業内容)は、事業所の見やすい場所に掲示をする。

3 交通費について第7条に規定する通常事業の実施地域以外の場合については、以下の額を徴収する。(実施地域を超えてからの距離数とする。)

- |              |      |
|--------------|------|
| (1) 片道10km未満 | 300円 |
| (2) 片道10km以上 | 500円 |

4 その他の費用の徴収が必要となった場合は、当該サービス等の提供前にその都度協議して利用者等に説明をし同意を得たものだけに限り徴収する。

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の実業の実施範囲)

第9条 通常の実業の実施地域は、さいたま市（主に岩槻区・見沼区）、春日部市、蓮田市、白岡市の区域とする。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第12条 サービスの提供においてご利用者又は他のご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 サービスの提供の中でやむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又はご家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(職場におけるハラスメント)

第13条 事業所は、適切な指定介護サービスの提供を確保する観点から、職場に

において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの等により、当該事業所従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(事業継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (2) 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないようにするために講じる措置は次の通りとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 居宅介護支援事業は、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は本会が別に定めるものとする。

(付則)

この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(付則) ひなの槻へ事務所移転に伴う変更

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(付則) 第 7 条 8 号担当件数の変更と第 10 条以降にハラスメント及び BCP 計画等の追加

この規程は令和 7 年 5 月 1 日から施行する。